

北しりべし廃棄物処理広域連合財政事項説明書の公表に関する条例

制 定 平成14年7月1日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定に基づき、財政に関する事項を説明する書類（以下「説明書」という。）の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の時期)

第2条 説明書の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。

2 災害その他避けることのできない事故により、前項に規定する月に説明書を公表することができないときは、当該事故がやんだ時から1箇月以内にこれを公表するものとする。

(公表の内容)

第3条 5月に公表する説明書には当該年度の当初予算の状況及び前年の10月1日から当該年の3月31日までの期間における次に掲げる事項を、11月に公表する説明書には前年度の決算の状況及び当該年の4月1日から9月30日までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債、一時借入金及び一時運用金の現在高
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(公表の方法)

第4条 説明書の公表は、北しりべし廃棄物処理広域連合公告式条例（平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第1号）に定めるところにより行うものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、説明書の公表について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。